

神戸市生活困窮者自立支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 28 日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第44号

神戸市生活困窮者自立支援法施行細則の一部を改正する規則

神戸市生活困窮者自立支援法施行細則（平成27年 3 月規則第64号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- （3）改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（本市が定める生活困窮者 <u>居住</u> 支援事業の期間） 第 2 条 [略]	（本市が定める生活困窮者 <u>一時</u> 支援事業の期間） 第 2 条 [略]

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。